# 南横山小学校いじめ防止基本方針

和泉市立南横山小学校 令和5年4月策定

### はじめに

- 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方
  - 1 基本理念
  - 2 いじめの定義
  - 3 いじめ防止のための組織
  - 4 年間計画
  - 5 取り組み状況の把握と検証

# 第2章 いじめ防止

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの防止のための措置

# 第3章 早期発見

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの早期発見のための措置

# 第4章 いじめに対する対応

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ発見・通報を受けた時の対応
- 3 いじめられた児童又はその保護者への支援
- 4 いじめた児童又はその保護者への指導・助言
- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
- 6 ネット上のいじめへの対応
- 7 緊急・重篤な事案への対応
- 8 事案の教訓化と継続的な取り組み
  - ① いじめの再発防止に向けた研修を通じての事案の教訓化
  - ② 再発防止に向けた継続的な取り組みの推進

# 第5章 障がいを有する児童へのいじめについて

- 1 基本的な考え方
- 2 障がいを有する児童に対するいじめ事象の特徴

### おわりに

追加資料 取り組みについての検証チェックシート

#### はじめに

近年、いじめ問題は日本全国のどの学校においても、最大の懸案事項の一つになってきたと言える。いじめにより自ら命を絶つという重大事態が後を絶たない。実際にいじめが確認され、その対応に苦慮している学校はもちろん、目立ったいじめ行為が認知されていない学校においても、「いつ起きるか分からない。」、「いつ深刻化するか分からない。」という不安や心配が絶えないのが現状である。そこで、もし本校でいじめが認知された場合に、「そのいじめ問題をどう捉えるのか。」、「何をどのように行っていけばよいのか。」、「考えられる手立ては講じたものの、その対応や指導でよいのか。」、「どのように継続的な対応や指導を展開していけばよいのか。」等の具体的な方策を明確にする必要がある。全教職員がいじめというものについて深く理解し、すべての児童を対象に全教職員一丸となって取り組みを行っていくために、この方針を策定する。

### 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

本方針は、第183回通常国会において成立し、平成25年法律第71号として平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)第11条の規定により、文部科学大臣が策定した国の「いじめ防止基本方針」(平成25年10月11日決定)を参酌し、同法第13条の規定により、本校の実情を踏まえ策定した、いじめ防止に対する基本方針である。

平成24年度に大阪府内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で認知されたいじめの件数は、5265件と、前年度に比べて2.3倍にのぼった。認知件数が増加した背景には、いじめの早期発見によるところも大きいとみられる。隠匿性の高いいじめ等を早期発見していく観点も重要であるが、この認知件数自体を減らしていくことこそ、学校教育現場が求められていることなのである。その意味でも、本方針にもある「未然防止」が重要な観点となってくる。本方針では、その未然防止を学校組織としていかに行っていくかということが鍵となる。また今年度は学校経営方針の中での「生徒指導」において、「命を最優先する」ことを掲出した。不幸にもいじめ事象が起きた場合にどのように対応、措置を取っていくのかについてもその方針を明確に示していくものとする。

いじめはどのような事情があれ絶対に許されない重大な人権侵害行為であるとの強い認識に立ち、いじめ防止に取り組んでいく決意を全教職員で確認するものである。

# 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 なお、起こった場所は、学校の内外を問わないものとする。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものが挙げられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる

- ・金品を隠したり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

# いじめの判断は、いじめられている児童の立場に立って行うことを大前提とする。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童の 立場に立って行うものとする。

- 3 いじめ防止のための組織
- (1) 名称 「いじめ対策委員会」
- (2) 構成員 全職員
- (3) 役割
- ア 「いじめ防止基本方針」の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめへの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修の企画、実施、評価
- オ 年間計画の企画と実施、評価
- カ 年間計画の進捗状況のチェック
- キ 各取り組みの有効性の検証、評価
- ク 「いじめ防止基本方針」の見直し、評価
- ケ 外部機関との連携方針の協議

# 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り年間を通し計画的にいじめ防止等に関する取り組みを実施するものとする。

南横山小学校 いじめ防止年間計画	
	学校全体として
4月	いじめ対策委員会において年間指導計画の作成と方針の確認
	人権教育年間指導計画作成
	支援学級交流会年間計画作成
5月	
6月	道徳教育公開授業 (全学年授業参観)
	楽しい南横生活を送るためのアンケート(以下、『生活アンケート』)(全児童)
7月	生活アンケートに基づく情報交換、対策会議の実施 (いじめ対策委員会)
	学期末個人懇談会にて児童の様子について保護者と情報共有
	いじめ対策委員会進捗状況確認会議
	☆ 全教職員による全学級の児童の様子についての情報交換会
	→ 緊急の場合は、随時情報報告会、対策会議を実施。
	☆ 人権侵害につながるような問題が起きた場合には、随時全校集会を開き、全教職員
	と全児童で、問題を共有し解決を図る。
9月	いじめ対策委員会において取り組みの方針の確認
	生活アンケート (全児童)
10月	生活アンケートに基づく情報交換、対策会議
11月	
12月	学期末個人懇談会にて児童の様子について保護者と情報共有
	いじめ対策委員会進捗状況確認会議
	☆ 全教職員による全学級の児童の様子についての情報交換会
	→ 緊急の場合は、随時情報報告会、対策会議を実施。
	☆ 人権侵害につながるような問題が起きた場合には、随時全校集会を開き、全教職員
	と全児童で、問題を共有し解決を図る。
1月	学校教育自己診断実施(「なんよこアンケート」全児童・保護者対象)
2月	学校教育自己診断の結果の考察と今後の方針の再検討
	生活アンケート(全児童)
3月	生活アンケートに基づく情報交換、対策会議
	人権教育、集団作り等の年間反省と取り組みの見直し
	いじめ対策委員会において年間反省会議
	☆ 全教職員による全学級の児童の様子についての情報交換会
	→ 緊急の場合は、随時情報報告会、対策会議を実施。
	☆ 人権侵害につながるような問題が起きた場合には、随時全校集会を開き、全教職員
	と全児童で、問題を共有し解決を図る。

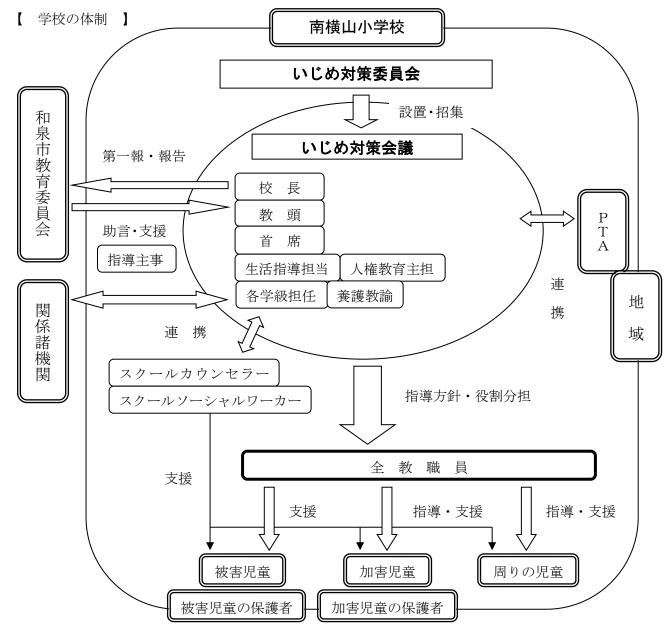
#### 5 取り組み状況の把握と検証

いじめ対策委員会は、PDCAサイクルの充実を図るべく、各学期の終わりの年間4回、または必要に応じて対策会議を開催し、取り組みが計画通りに本方針に沿って進んでいるか把握、検証を重ねるものとする。また、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて学校の教育基本方針や計画の見直しを行う。(参照:資料1 巻末16頁「取り組みについての検証チェックリスト」)

# 第2章 いじめ防止

#### 1 基本的な考え方

「いじめは絶対に許さない。」という強い姿勢で指導を行うとともに、いじめは教職員の児童観や指導の在り方及び学校の教育活動全体が問われる問題であるとの認識を持つこと。いじめを教育の課題と捉え、人権教育の充実を図り、いじめをなくす実践力を身につけさせる教育と並行していじめ防止に学校全体で取り組むものとする。(組織図については下記参照)



いじめの未然防止については、全教職員による見守りと指導を日頃より徹底し、すべての児童の心の訴えに学び、いじめのサインを見逃さない鋭敏な感覚を全教職員が身につけるよう努める。いじめは、どの児童にも起こりうる問題であり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという認識を持ち、児童をいじめに向かわせないために、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、すべての教職員が未然防止の取り組みを恒常的に行わなければならない。そのために、人権尊重の教育、道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動の時間など学校教育活動のあらゆる場面で、いじめの防止等に向けた取り組みがなされるよう学習活動を計画、実施しなければならない。その中で、体験的な活動と自尊感情、自己有用感を育む教育を実践し、いじめをなくす実践力を培う教育に取り組んでいく。また、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる豊かな関係を築けるよう、あらゆる機会を捉え、自他ともに大切にできる「隠れたカリキュラム」を意識しながら、相談できる雰囲気作りと体制作りに努める。

いじめの未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の 様子を把握したり、学校生活に関する様々なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証をしたりして、 どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的にPDCA サイクルに基づく取り組みを継続していく。

#### 2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては教職員間での密な連携を心掛け、少しのことでも気軽に相談し合える体制づくりに努める。また、一部の教職員が抱え込んだり、特定の教職員に指導を任せきりにしたりすることのないよう、全教職員で問題を共有しながらいじめ防止に取り組んでいく。児童に対しては、いじめは絶対許されないという強い姿勢で指導に当たり、あらゆる教育活動の中で、自他のちがいを認め合いながら豊かな人間関係が築けるような取り組みを展開していく。また、児童の自尊感情を高めるべく、体験的な活動や自主的活動を積極的に取り入れ、児童の絆づくりと居場所づくりを行っていく。さらに、家庭、地域に対しては、本校のいじめに対する方針をきちんと伝え、学校、家庭、地域社会などそれぞれが役割をきちんと果たし、一丸となって真剣にいじめ防止に取り組んでいく。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑にコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、自分の感情を適切に表現できる力を育成することや、他を受け入れる心の醸成に努める。また同時に、セルフエスティームの観点から、以下の6つのいじめを乗り越える力を養う。
  - ① ストレスとうまくつきあう力
  - ② 感情を適切に表現する力
  - ③ 仲間とつながる力
  - ④ 仲間と支え合う力
  - ⑤ 違いを認めてともに考える力
  - ⑥ 心の居場所をつくる力
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、

分かりやすい授業を進めるために、一人ひとりが参加できる授業を創造する「学び合い」による授業づくりを進め、児童それぞれの習熟度を把握し、授業について行けない焦りや劣等感が

生まれることのないような取り組みを進める。また、児童一人ひとりが活躍できる集団作りを進めるために、係活動や委員会活動を効果的に組織し、全員で学校をよりよくしていこうとする意欲や態度を育てる。ストレスに適切に対処できる力を育むために、道徳や保健の学習において心と体の調和について学習し、運動する機会を設け、読書活動を推進していく。

さらに、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、機会あるごとに個々の教職員が自身の指導の在り方を見直し、意識を高めていく。「いじめられる側にも問題がある。」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童の行動を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを長期化・深刻化させることを深く理解しておかなければならない。また、発達障害を含む、障がいを有する児童についても、その特性をしっかりと理解した上で指導に努めなければならない。

### (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、

児童一人ひとりが大切にされているという実感が持てるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍できる場をつくる。高学年の児童全員が児童会を運営し、様々な学校行事を企画・実行し、学校内の約束事についても話し合いながら、よりよい学校をめざそうとする意欲や態度を養う。また、縦割り活動であるすぎのこ活動を計画的に取り入れ、異年齢集団の絆も大切に育んでいく。そのような児童が自ら主体的に活動することを通して、活躍の場を設け、他者の役にたっていると感じ取ることのできる機会をつくる。さらに、社会性や自己有用感や自己肯定感などを、キャリア教育とも関連させ、発達段階に応じて、よりよい人生の設計図を描けるような支援も行っていく。

### (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、いじめを防止するよう訴えるような取り組みを、児童会や全校集会などの機会を捉え進めていく。また、道徳をはじめあらゆる学習機会を通して、いじめは絶対に許されない人権侵害行為であることや周りで見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめ行為と同じであることを学習する。そして、いじめられる側に問題があるという認識や、いじめを受けている(受けた)ことを大人に相談するということは卑怯であるという認識は、誤りであるということについてもしっかり学ぶ。児童が主体的な活動に取り組む場合には、その活動の趣旨を踏まえながらきちんと活動できているかについて、指導に当たる教員が児童とともにしっかりと評価、改善をしていくものとする。

# 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめには、隠匿性をともなうものが多く、その発見についてはなかなか見えにくい部分があるのが現実である。また、一見したところ単なるふざけあいに見えたり、冗談に見えたりするようなことから、いじめの発見が遅れる場合がある。しかし、いじめはそうした大人が判断しにくい状況の中で行われることがあることから、些細ないじめの兆候であっても、それをいじめにつながる、またはいじめのサインと捉える感覚が求められる。そのようなサインが見受けられた場合には、早い段階で本方針に示したいじめ対策委員会を招集し、事実確認とその後の対応について協議する。また同時に全教職員で情報を

共有し、幅広く情報交換に努めることが必要である。暴力を伴わないいじめに関しては、早期発見ができにくい状況が多く見られることから、細心の注意を払う。また、特定のグループ内で起こるいじめについても隠匿性が高くなるので細心の注意を払う。いじめの兆候については、以下の観点で把握するようにする。

- ① 声をかけるとびくっとする。
- ② イライラして、反抗的、攻撃的になる。
- ③ 返事がない。口数が減った。
  - → 気持ちが重たい。常に気にかかることがある。気軽なおしゃべりができなくなる。 食欲が減退する。学習意欲が低下する。など
- ④ 欠席、遅刻、早退
  - → 学校に行きたくない、行けない。頭痛や腹痛など抑鬱的な気持ちが身体症状として顕在化する。
- ⑤ けがや傷
  - → 身体的ないじめによる傷やけが。隠す心理が働く。自傷行為への可能性を留意しておく。 告げ口への報復としてエスカレートしていくということに対する怯え
- ⑥ 担任を避ける。職員室や保健室の周りをうろうろする。
- ⑦ 紛失物や持ち物に落書きがある。
- ⑧ 危険なものを持つ。

### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを定期的に行う。年4回(6月と9月、12月、2月)行う児童の学校生活に関するアンケートをもとに、全教職員でその結果を分析し、学級で認められていない児童や不満を抱えている児童はいないかを点検する。その結果を踏まえ、その後の指導・対応の方針を話し合い、全教職員で共通理解を図り、対応していく。また、日頃より授業はもちろんのこと、清掃の時間や遊放時などにおいても、児童の見守りをていねいに行うとともに、児童が相談しやすい環境をつくる。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、学校、学級の様子を通信等で発信することを心がけ、児童の様子に変化が見られた場合には家庭連絡や家庭訪問を通して、迅速に対応を図る。また保護者の思いや願いに真摯に耳を傾け、児童の様子で困ったことなどがあれば、連携して解決を図る。またその中で得た情報に関しては、個人情報に細心の注意を払いながら全教職員で情報を共有し、共通理解を図る。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、学校の相談窓口を広く周知し、いじめを受けている(受けた)児童が心の居場所となる場所を設ける等の配慮を行う。また、相談者の悩みを積極的に受け入れられているか、その環境は適切なものかどうかということについて、常にその体制を点検していく。また、その相談の中で知り得た情報の扱いについては、細心の注意を払うものとする。
- (4) 毎月1回発行される学校だより「すぎのこだより」や学級通信等により、相談体制を広く周知する。またその相談体制が適切に機能しているかなどを、いじめ対策委員会を開くことにより、定期的に体制を点検する。
- (5) 学校協議会などの場において、学校の現状についての情報を積極的に公開し、地域からの声にも傾聴する姿勢を大切にする。いじめ問題が起こった場合には速やかに連携を図り、ともに解決

していく姿勢を大切にする。

(6) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、細心の注意を払う。情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的以外で利用することのないようにする。情報は適切かつ厳重に管理し、決して情報漏洩が起こらないよう、情報管理者で管理を行う。また、情報は必要がなくなり次第速やかに破棄する。

### 第4章 いじめに対する対応

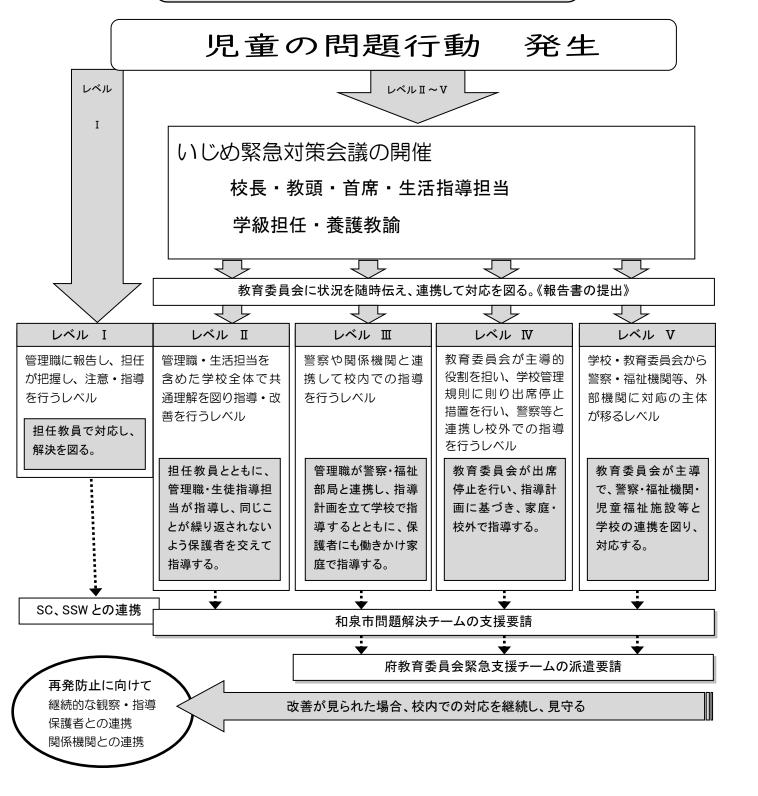
#### 1 基本的な考え方

いじめ事案への対応は、学校全体の課題として組織的に取り組む必要がある。したがって、一部の教員が抱え込んだり、特定の教員に任せきりにしたりすることのないよう注意する。校長のリーダーシップのもと、校内で緊急の体制を組み、子どもの状況を考慮しながら、迅速でかつ的確な対応を行うものとする。また、校長の責任のもと、把握した事実を和泉市教育委員会に報告し、状況により必要な支援を要請するものとする。その後も定期的に和泉市教育委員会と連携を図り、適切な対応を図るものとする。被害児童・保護者の心の状態に配慮しながら聞き取りと行うとともに、加害児童・保護者に対し教育的配慮の上に毅然とした指導を行うものとする。また、当該児童が所属する集団に対する指導、必要に応じては全校児童に対する指導も並行して行う。いじめに対する対応は、いじめられている(いじめられた)児童の立場に立って行われなければならない。

### 2 いじめ発見・通報を受けた時の対応

いじめを発見、通報を受けた教職員は速やかに校長・教頭に報告し、「いじめ対策委員会」を招集し、校長のリーダーシップのもと、いじめ対策委員会において対応の方向性や方針を協議し、その後全教職員で情報共有し、指導を展開する。指導・対応の方針が確定され次第、被害児童、加害児童、それぞれの保護者への聞き取り等対応を開始する。いじめ事象が発生した場合、校長は速やかに和泉市教育委員会に報告をする。さらに、事実確認がされ次第、その詳細について再度報告を行う。和泉市教育委員会への連絡にあたっては、5W1H(だれが・何を・いつ・どこで・なぜしたのか。どのようにしたのか)を基本に報告する。また報告を行うと同時に和泉市教育委員会と相談、協議も行う。また、必要に応じて外部機関との連携を図る。いじめ事象が犯罪行為である疑いがある場合には、いじめられている児童を徹底的に守るという観点から、ためらうことなく和泉警察署と相談し対処することとする。当該児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合も、直ちに和泉警察署に連絡し、適切な援助を求める。

# 5つのレベルに応じた 問題行動への対応



### レベルー

(□いじめ、◇その他問題行動)

- **□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動**(荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
- ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等 ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

# レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害 ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する ※その他、教育的見地からレベル II として指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

#### レベル川

(□いじめ、◇その他問題行動)

- □暴言・誹謗中傷行為〈「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの〉 □脅迫・強要行為〈態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルIVに至らないもの〉
- □暴力(蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルIVの暴力にあたらないもの〉
- ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等
  - ※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
  - ※同様の行為を繰り返す場合は、レベルIVの対応を行うこととする。

# レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- **□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為**(金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルVに至らないもの)
- ◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等
  - ※その他、教育的見地から、レベルIVとして対処するのが適切と判断される場合
  - ※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。
  - ※同様の行為を繰り返す場合は、レベルVの対応を行うこととする。

#### レベルV

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 口極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為(態様・被害の程度・背景事情を考慮する)
- ◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等
  - ※その他、教育的見地から、レベルVとして対処するのが適切と判断される場合

### 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童からは事実関係の聞き取りを行う。そして、当該児童がどのような事態や場面に不安を感じているかをしっかりと理解し、心身の状態の見立てをていねいに行う。その際、適切な見立てを行うために、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家との連携も視野に入れながら対応する。いじめられた側が悪いことなど何一つないという強い信念を言葉で伝え、精神状態の落ち込みを最小限度に食い止め、自尊感情を傷つけることのないように対応する。また、個人情報をはじめとするプライバシーへの配慮には細心の注意をはらう。その上で、見守り体制や相談体制など児童の心身の安心安全を最優先に考えながら対応する。保護者に対しては、その願いや思いを受け止めながらていねいな対応をしていく。「いつまでに、何を、どうするのか。」等いじめ対策委員会での協議を踏まえ、具体的に心のケアや教職員全員一丸となって見守りをしていくという体制や、解決に向けた方策について説明をする。

# 4 いじめた児童又はその保護者への指導助言

いじめた児童からも事実関係の聞き取りを行う。いじめがあったと確認された場合、いじめ対策委員会に関わる教員を中心とした複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部の専門家の協力を得ながら、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。そして、当該児童がいじめ行為に及ぶにいたった背景や原因についての見立てをていねいに行う。その際、適切な見立てを行うために、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携も視野に入れながら対応する。対応する際は、一方的に責任を追及するような指導をせず、毅然とした姿勢で行為の責任を問いながら、当該児童の思いを十分に聞き取るようにする。保護者に対しては、複数の教職員で対応し、事実を正確に伝えるとともに、いじめの解決に向けて、学校と家庭が連携して対応することを確認する。いじめ対策委員会での協議を踏まえ、「いつまで、どこと連携し、何をどう行うか。」等を説明し、保護者の理解と協力を得るよう努める。

### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを許さない集団づくりには、一人ひとりの良さを理解するとともに、信頼関係の構築に向け、 児童に積極的に関わり、適切に声をかけることが大切である。いじめが起きた集団については、いじめ を自分の問題と捉えさせ、観衆には、はやしたてる行為がいじめをエスカレートさせること。傍観者に は、見て見ぬふりがいじめを認める行為になるということを理解させる指導を、学級活動や集会等を通 じて行う。全ての児童が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づ くりを進めていく。

#### 6 携帯電話等ネット上のいじめへの対応

近年、携帯電話のメールやインターネットの利用の増加に伴い、インターネット上の学校非公式サイトや掲示板等で、特定の子どもに対する誹謗・中傷が行われるなど、新しい形のいじめ問題が生じている。ネット上のいじめの特徴としては、以下のようなものが見られる。

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、短期間できわめて深刻化する。
- ② ネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷が行われ、簡単に被害者にも加害者にもなり得る。
- ③ ネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にでき、誹謗・中傷の対象として悪用される。

- ④ 流出した個人情報は、回収が困難であり、不特定多数の他者からアクセスされ、拡散する。
- ⑤ 保護者や教師などの身近な大人が、児童の携帯電話の利用状況や利用している掲示板等を詳細に 確認しにくいため、実態が把握しにくい。

以上のような特徴に留意し、生活アンケートなどの調査を通して、本校の児童のネット利用状況の把握に努め、児童の実態や発達段階に応じてネットの適切な利用の仕方について、機会をとらえ指導していく。その上で、ネット上の不適切な書き込み等、ネット上におけるいじめが発見された場合には、いじめを発見した情報提供者から情報収集を行う。必ず情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。情報提供者の連絡先を確認し、情報源の守秘を約束する。その後、書き込みの確認をし、URLを控え、その内容をプリントアウトし、内容を保存する。犯罪に結びつきそうなものなど、内容に緊急性を要する場合は、警察との連携を図る。被害の拡大を避けるため、掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求をセットで依頼する。さらには、掲示板等のプロバイダに速やかに削除を依頼する。その際、法務局及び地方法務局との連携も視野に入れながら取り組む。また、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

#### 7 いじめによる緊急・重大な事態への対応

いじめによる重大な事態が発生した場合においては、いじめ防止対策推進法第28条第1項の定めにより、速やかに南横山小学校と和泉市教育委員会とが連携して調査会議を設置し、質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。この項でいう重大事態とは、以下のような事態を指すものとする。

- ① いじめにより南横山小学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いが あると認めるとき。
- ② いじめにより、南横山小学校に在籍する児童が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

調査の結果は、いじめ防止対策推進法第30条第2項、同法第31条第2項の定めにより、和泉市長 に報告を行う。

いじめの行為の中に、暴行、恐喝等犯罪が認められた場合には、速やかに和泉警察署に連絡し、相談する。いじめられた児童や保護者が被害届を提出した場合においては、学校として全教職員による見守り体制を整え、当該児童の心身の安心安全を確保する。

また、いじめ被害を受けた児童に精神的に不安定な様子が見られる場合や、いじめた児童の背景に被虐待状況や保護者の養育力など課題があると疑われる場合においては、福祉機関との連携を図る。なお、その過程で児童虐待が疑われた場合は速やかに和泉市児童虐待担当課または岸和田子ども家庭センターに通告を行い、連携した対応をとるものとする。

さらに、いじめをくり返すなど改善が見られない児童については、学校の秩序を維持し、他の児童の 安全や教育を受ける権利を保障するという観点から、出席停止の措置をとるよう、和泉市教育委員会と 協議する。なお、出席停止の措置は、和泉市教育委員会の権限と責任において行われるものであり、事 前の指導、措置の適用の決定、期間中や期間後の指導、関係機関等との連携にわたって和泉市教育委員 会が責任を持って対処するが、常に学校は和泉市教育委員会と連携しながら進捗状況の把握に努め、継 続的に対応していくものとする。また、いじめによる転校や進学先の変更についても、心身の安全を脅 かされる場合だけでなく、被害の児童をいじめから守りぬくために必要であれば、和泉市教育委員会の 判断により、適正な手続きを踏まえ、弾力的に行っていくものとする。

#### 8 事案の教訓化と継続的な取り組み

いじめの再発防止に向け、事案を教訓化することを通して、被害・加害の子どもへの継続的な支援・ 指導と、再発防止に向けた教育活動全般の見直しを行う。

- ① いじめの再発防止に向けた研修を通して、事案の教訓化を行う。
  - (例) → いじめ対策委員会の報告を受け、いじめ事案の事実と取り組みの確認をする。
    - → 教職員の意識の点検を行う。
      - ・「いじめは絶対に許さない」という共通理解を持てていたか。
      - ・子どもの不安や悩みを受け止め、寄り添い、心の理解に努めていたか。
      - ・初期対応をはじめ、聞き取り、関係修復などそれぞれの過程で、対応に問題はなかったか。
    - → 学校全体の取り組みの点検
      - ・教育相談の目的について周知していたか。また、機能していたか。
      - ・学校体制や対応に問題はなかったか。
      - ・互いの違いを認め合い、他者を尊重する心を育む教育を推進していたか。
      - ・すべての子どもの所属感を満たし、自尊感情を高める教育活動を実践してきたか。
      - ・保護者、地域との連携や適切な情報提供を行ってきたか。
    - → 再発防止に向けた専門家、関係機関、和泉市教育委員会等からの助言
    - → まとめ
- ② 再発防止に向けた継続的な取り組みの推進
  - → 計画的な校内研修による教職員の資質向上
  - → 子どもの実態把握に向けた定期調査の実施
  - → 教育相談体制の整備・充実
  - → 子どもの主体的な活動の推進による絆づくり
    - ・すぎのこ班活動 ・児童会の活動
  - → 家庭・地域との連携した取り組みの推進
    - ・PTA活動 ・翔け槇尾っ子の会

など

# 第5章 障がいを有する児童へのいじめについて

### 1 基本的な考え方

府内の公立小中高等学校において、障がいを有する児童生徒に対する極めて悪質ないじめ事象が生起している。そのような、社会的弱者に対するいじめは絶対に許されるものではないという強い信念のもと、全教職員で障がいを有する児童の特性をしっかり理解しつつ、いじめ問題の対応にあたらなければならない。その際、日頃より「ともに学び、ともに育つ」教育がしっかりと実践されているかなど校内の体制をPDCAサイクルに基づいてしっかりと見直していくことが重要である。障がいのあるなしに関わらず、一人ひとりが認められ、大切にされる教育環境を整え、教職員が一丸となっていじめを生まない環境を醸成することに努めなければならない。

- 2 障がいを有する児童に対するいじめ事象の特徴とその対応
  - 障がいを有する児童へのいじめについては、以下のような特徴が見られる。
  - ① いじめる側にいじめの意識は薄く、比較的安易な気持ちで行っている事例が多い。
  - ② 隠匿性が高く、発見が遅れることがある。
  - ③ いじめが長期化し、より深刻な人権侵害事象となる場合が多い。
  - ④ 性的なことに関するいじめが生起している。
  - ⑤ からかいやおもしろ半分で撮影した動画や画像をネット上にアップする。

これらの特徴を踏まえ、障がいを有する児童の特性に応じながら、第4章に記載したものと同様の 対応をとるものとする。

#### おわりに

南横山小学校は、小規模特認校制度をはじめとした様々な特色ある教育活動を実践している。和泉市内全地域を校区とする上で、様々な地域から児童が本校に通っている。そのような特色をプラスに捉え、しっかりと子どもたちの関係を紡ぎながら、いじめが起こらない教育環境を整えることは、本校に勤める教職員全員の使命である。また、教職員自らが、いじめ問題をはじめとする人権侵害事象に対して鋭敏な感性を磨き、人権侵害は絶対に許さないという信念のもと、児童の指導にあたる責務を自覚しなければならない。

本方針を策定し、いじめ根絶に向けた南横山小学校の取り組みを一層推進していくものとする。

# 資料1:取り組みについての検証チェックシート

# 点検と見直しのためのチェックシート

- 1.「学校いじめ防止基本方針」に示された「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめの対応」等が期待通りに実行されたか。
  - $\Box$ スムーズに実行することができた。  $\rightarrow$ 3に進む。
  - □スムーズではないが実行することができた。→2に進む。
  - □実行することができなかった。 → 2に進む。
- 2. スムーズに実行できなかった原因は、どこにあると考えられるか。
  - □いじめの兆候等を普段の様子やアンケート等から早期に発見することができなかった。
  - □いじめがわかった後、管理職への報告、委員会の招集、情報共有、指導といった一連の取り組み を適時に行うことができなかった。
  - □いじめられた児童やその保護者への支援、またはいじめた児童やその保護者への助言、あるいは その両方がうまく対応できなかった。
  - □発見から対応までの一連の取り組みに不適切な部分があった。
- 3. 今後の取り組みを進めるにあたって修正・改善したいこと



資料2: "いじめ発見"からいじめ対策委員会が開かれるまで

